

公益財団法人 日本体育協会公認 指導員資格取得について

1、上級指導員（弓道競技）の資格を取得する方法

(1) 公益財団法人日本体育協会公認上級指導員の資格を取得する方法は次の通りです。

①受講条件として、

当該年度の4月1日現在で満22歳以上であること、
公認弓道指導員資格を有していること（弓道以外の種目では不可）、
全弓連の五段以上であること、

②共通科目Ⅱと専門科目を受講して各々終了後の認定試験に合格すること

③受講料を納入すること（共通科目 14,700 円、専門科目 10,500 円）

(2) 専門科目は弓道では理論・実技・実習等で合計20時間の講習が行われます。その内容は上級指導員にふさわしいレベルの高いカリキュラムとなります。通常は最低3日間にわたる日程になり、最終日には実技・筆記の検定試験があり合否判定されます。これを実施するかどうかは県連の判断に基づきます。

2、補足事項

(1) 弓道種目において上級指導員について、専門科目の免除制度はありません。普通指導員には、伝達講習会を受けたら専門科目を免除する制度が出来ました。これは国体監督は指導員資格を持つことが必須となったことによる取得促進対策として承認されたものです。

しかし、上級指導員としては専門科目の免除制度はなく、修了するには講習を受講するが必須となります。

(2) 共通科目Ⅱは県体協が開催する

共通科目Ⅰは普通指導員用です。（通信教育で自宅学習後、レポート提出で合否判定されます。）

共通科目Ⅱが上級指導員用です。（指定期日に通常、二日間連続の講義形式の講習会が行われ、終了時に筆記試験があり合否判定されます。）

(3) 上級指導員用の共通科目Ⅱだけを先に受けることはできない

受講できるのは、次の二つのケースだけです

①専門科目実施と同じ年度に受ける

②前年度までに専門科目を終了（合格）しているが、その年度の共通科目実施の際に事情によって共通科目受講が出来なかった場合に受ける

(4) 上級指導員用の共通科目Ⅱは、必ずしも毎年開催されない。

上級指導員用の共通科目Ⅱは、県体協が必ず毎年実施するものではありません。当該年度にどこかの競技団体で、上級指導員の講習会を開催する場合に合わせて、県体協が実施する形態をとります。

(5) 弓道種目では普通指導員を取得していないと上級指導員の受講資格がない

弓道種目では、普通指導員を取得していないと上級指導員の受講資格がありません。

競技種目によっては普通指導員資格を取得していなくとも上級指導員の受講が可能なケースがありますが、それは特別な資格であり、弓道では現在のところ上級指導員の専門科目が免除される資格はありません。

(6) 他県での受講は基本的に難しい

隣県等で上級指導員の専門科目が開催されるから受講したいという場合、その地連の事前承認を得る必要があります。加えて共通科目Ⅱも当該県で受講するとすると更に困難な問題が発生します。したがって一般的には隣県等での受講は困難と考えて下さい。

H26. 8. 25UP